



KSK あまねだより

発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3階
横浜市車椅子の会内

編集 あまね共同作業所

〒239-0805 横須賀市舟倉1-12-1

TEL 045-833-4035 FAX 046-833-4062

2022年7月5日

第462号(頒価20円)

きょうされん全国大会報告

その2

秋も深まり、全国からは紅葉の便りが聞こえてきます。今回はきょうされん全国大会の2日目の様子を報告させていただきます。私は政策・運動の分科会に参加しました。メインテーマは「障害者権利条約と基本合意を高く掲げ、運動のすそ野をこの国のすみずみに広げよう」サブテーマは「ふたつの敗訴運動から障害のある人の人権をめぐる政策と運動の課題を考える」でした。

障害のある人の過去・現在・未来へと繋がるふたつの人権裁判。「優生保護法裁判」と65歳になったことを理由に、障害福祉制度から介護保険に移行を強制された「天海裁判」二つの原告と支援者から話を聞き、被害者の問題をみんなの問題にするために運動から教訓を学び、運動の展開を探りました。

優生保護法は、1948年から1996年まで存在した法律です。この法律によって優生思想・優生政策上の見地から不良な子孫の出生を防止することと母体保護の二つの目的で、強制不妊手術、人口妊娠中絶・受胎調節などがおこなわれました。ここで問題なのは、国が強制的に不妊手術を行うことができ、本人はしらないまま手術が実施されていたことです。今回、仙台地裁で優生保護法被害裁判の原告のお姉さまと支援している被害弁護団の共同代表から発言がありました。

原告のお姉さまの発言で非常に心打たれた言葉があります。「この訴訟を通して、私が願っていることはこの施策を実施した国より、心からの謝罪です。それによって義理の妹は人としての尊厳を取り戻すことができる。そのことによって支援に携わる支援者の尊厳も尊重することに繋がっている…」私自身、優生保護法はそれによって傷つけられた被害者の問題としてしか捉えていませんでしたが、支援する私達にも繋がっている問題であったと改めて考えることができました。優生保護法の根底には、障害のある人の子孫を残すことを否定することであり、津久井やまゆり事件の根っ子の部分にある「障害のある人は生きる価値はない」という優生思想に繋がります。人の存在に優劣をつけることは決してあってはいけないと思います。それが国の施策として長い間実施され、その事を違法であるという戦い続けた障害当事者の運動を関係者である私達は他人事ではなく自分たちの問題として捉える必要を痛感しました。何も行動をしない事は肯定することになると思います。

もう一つの問題である介護保険優先原則。千葉県为天海さんが65歳になった時に、介護保険の移行を強要され、障害のサービスは全て打ち切れ、自費で対応せざるを得ない状況に陥りました。やむなく介護保険に移行しましたが、障害者は65歳になっても従来からの障害は軽減されるわけではありません。厚生労働省も介護保険で不足する部分については障害のサービスを利用することができることを通達で各都道府県に通知しています。しかし、都道府県によって対応が統一されていません。優生保護法は「時の壁」65歳問題は「65歳の壁」が立ちはだかっていますが、両者共に生命の尊厳にかかわる事柄です。壁を動かすのは多くの方の賛同です。この問題に目を向けてもらう運動をどう展開していくのか考える有意義な時間を過ごすことができた大会でした。

(海原・記)

10月25日 優生保護法の集会に参加(日比谷野外音楽堂)

10月25日、雨こそ降らなかったものの、非常に寒い日でしたが、日比谷野外音楽堂には、北は北海道、南は沖縄から集会に参加の方が1300名ほど集まり、熱心に壇上のパネリスト等の話に耳を傾けていました。

あまねからは、海原が参加しました。自立支援法違憲訴訟の集会から10年以上の時を経て、仲間の方の体力等様々な理由で現地参加は難しいと判断し、動画配信サービスでの参加となりました。それでも動画配信の参加者も多く全体で3000人弱の方が現地と動画で参加されていました。一番印象に残ったことは前宮城県知事の浅野史郎氏が仙台地裁の弁論に被告側の証人として参加し、優生保護法の施策を遂行したことに対し謝罪されたことでした。

その後、日比谷野外音楽堂から国会議事堂・各公官庁の前をデモ行進しました。神奈川からは夢21福祉会や紡、空とぶくじら社の方等多くの方が参加していました。このような全国からのアクションによって少しでも優生保護法の問題に関心をもって貰えればと思いました。





ヘルパー募集

あなたの『笑顔の力』を試してみませんか

知的に障害のある方々が生活を楽しむためにサポートをするお仕事です。
移動や外出の同行、身体介護（入浴・更衣・トイレ介助）や生活援助（調理・洗濯・掃除）を行います。

【給与】時給 1,071円 * 8時迄と18時以降 + 150円 身体介護 + 200円

【時間】8:00~19:00 * 都合の良い時間に1時間~OK

【資格】介護職員初任者研修（ヘルパー2級）

【待遇】交通費規程支給・処遇改善手当あり



賛助会にご協力をお願いします。



社会福祉法人あまねでは、利用者の方のニーズに対応し、事業の継続とより良い支援体制にしていくために、多くの方々に法人を理解いただき、賛助会員としてサポートをお願いしています。賛助会費は税額控除に対象になります。

ふきん販売に
ご協力をお願いします



3枚1組 価格750円



ご注文はあまね共同作業所まで
☎046(835) 0723

資源回収ご協力
ありがとうございます

9月実施分は18098.5kg
奨励金は72,300円でした

次回日程は確認してください

11月の予定

11月 11日（金）資源回収（岩戸・池田町）

11月 12日（土）資源回収（舟倉・久比里・若宮台）

コロナウイルス拡大でグループ活動等は中止になっていますが、生活介護各事業所ではそれぞれ工夫を凝らして活動を実施しています。少しずつですが、販売の機会も再開されつつあります。コロナと共存し社会活動を活性化するための手立てを考えていくことが出来ればと思います。